

令和5年度 七里ガ浜高等学校 不祥事ゼロプログラム

県立七里ガ浜高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

- (1) 本不祥事ゼロプログラムの実施責任者は、校長とする。
- (2) 副校長、教頭及び事務長は、校長を補佐する。
- (3) 総括教諭は本プログラムの実施にあたり校長、副校長、教頭、事務長を補佐する。

2 目標及び行動計画

課題	目標	行動計画
① 法令遵守意識の向上	教育公務員としての自覚を持ち、社会人としてのマナーやモラルを踏まえた行動をとり、信用失墜行為を防止する。	<ol style="list-style-type: none">(1) 全職員に県民の目を意識して教育公務員であることの自覚を強く持つよう促すとともに、法令遵守を徹底し、服務規律の確保に努める。(2) 不祥事に関する事例を職員に周知し、より身近な問題として捉えることによりルール遵守の意識向上と徹底を図る。
② 職場のハラスメントの防止	職員一人ひとりが、ハラスメントの意味を理解し、防止及び排除に取り組む。	<ol style="list-style-type: none">(1) 全職員がハラスマント防止指針の趣旨を理解し、優越的な関係を背景とした言動に注意を払い、良好な職場環境を維持する。(2) 職員啓発資料等を用い、所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。
③ 児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止	わいせつ・セクハラ行為の未然防止に当事者意識を持って取り組む。	<ol style="list-style-type: none">(1) 生徒の人権尊重の視点を研修により醸成し、職員間で共有することにより、わいせつ、セクハラ及び職場のハラスマント行為を未然に防止する。(2) 不適切な行動や言動に気付いたときに、職員間相互で注意し合うことで、相談しやすい職場環境を整える。
④ 体罰、不適切な指導の防止	生徒の人権を保障し、体罰や不適切指導、不適切発言を未然に防止する。	<ol style="list-style-type: none">(1) 校内相談窓口について生徒へ周知し、生徒が相談しやすい環境づくりを進める。(2) 「体罰防止ガイドライン」を活用し、当事者意識を持った校内研修を実施する。
⑤ 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	入学者選抜、成績処理、調査書、推薦書等の発行におけるルールを徹底しミスを根絶する。	<ol style="list-style-type: none">(1) 入学者選抜業務における作業手順を改めて見直し、事故やミスが起こらない体制を構築する。(2) 通知表、調査書、推薦書の作成・取扱いの際は、マニュアルに従い学年、グループによる組織的な点検を徹底する。(3) 文書・データ等の事務処理及び管理は常に複数の職員で確認・点検を実施する。
⑥ 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策	個人情報の取扱いには細心の注意を払い、流出や紛失を防止する。	<ol style="list-style-type: none">(1) 個人情報等の不適切な取り扱い及び流失や紛失を未然に防止し、文書の適正な管理を徹底するなど、全職員の業務全般が個人情報の取り扱いに係るルールを遵守し、適切に執行される体制を確立する。

		(2) 個人情報の取扱いに関する不祥事防止研修により対策重要度別のデータ管理のルールを再確認し、徹底する。
⑦ 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	教育公務員としての自覚を持ち、交通法規を遵守し、無事故・無違反を目指す。	(1) 不祥事防止職員啓発資料を活用し、安全運転、交通法規遵守を職員に呼びかける。 (2) 職員間の声掛けを促し、交通事故、酒酔い・酒気帯び運転防止のための職員の意識の向上に努める。
⑧ 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）	個人ではなく集団で業務に当たっていることを自覚する。	(1) 担当者は業務分担に従い、総括教諭による進行管理のもと複数職員による相互点検を行い、業務を実施する。 (2) 「報告・連絡・相談（ほう・れん・そう）」の徹底を図る。
⑨ 財務事務等の適正執行	財務事務をルールに沿って厳正に行う。	(1) 職員向けハンドブックの改定を行い、私費会計基準に則った事務処理の周知・徹底を図り、不適切な事務処理を防止する。 (2) 計画的な予算執行が行えるよう、職員全体に時宜声かけを行う。

3 検証

(1) 中間検証

2に規定する行動計画について、不祥事防止会議を中心に実施状況を確認し、取組みが十分でなかった項目については、隨時不祥事防止会議で報告のうえ、目標達成に向けて職員の意識を見直す機会とする。また、必要に応じて計画の修正を行う。

(2) 最終検証

2に規定する行動計画について、令和6年3月初旬までに、各自が目標達成について自己評価を行う。その結果を基に、3月の不祥事防止会議で達成状況の検証を行い、次年度不祥事ゼロプログラム策定に向けて生かす。

4 実施結果

3（2）の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめたうえ、教育局行政課の通知に従い、本校ホームページに掲載する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、不祥事防止会議がこれを行う。